

施設利用申請にあたっての確認同意書（認定こども園（幼稚園部）用）

※ 各事項について確認欄にチェックの上、署名をお願いします。		確認欄
1	「教育・保育給付認定（現況）申請書兼施設利用申請書」の内容や添付書類に虚偽があった場合は、教育・保育給付認定及び施設利用承諾を取り消すことがあります。	☐
2	児童の家庭状況等が変更になった場合は、変更が生じた日から1か月以内に「教育・保育給付認定変更申請書（兼届事項変更届）」を提出してください。	☐
3	世帯員（児童とその保護者）の一部又は全員が海南市から他市町村へ転出した時は、退園となります（遠方の単身赴任等の場合を除きます）。	☐
4	給食等の食事の制限については、医師の診断がある場合（所定の様式あり）のみ対応しています。アレルギーについては除去食（一部代替食）の対応となります（制限の範囲によっては、弁当をご持参いただく場合もあります）。	☐
5	決められた時間までに必ずお迎えに来てください。どうしても間に合わない方は、ファミリーサポートセンターなどを利用し対処してください。原則として時間外の施設利用は認められません。	☐
6	預かり保育を希望する場合は別途申請が必要です。	☐
7	保育所・認定こども園（保育所部）と幼稚園・認定こども園（幼稚園部）の併願申請はできません。併願申請している事実が判明した場合、全ての申請が無効となります。	☐
8	申請数が定員数を上回った場合は、希望施設を利用できないことがあります（公立施設は公開抽選、私立施設は各施設の選考方法により、それぞれ利用者を決定します）。	☐
9	決定（内定）した施設を辞退する場合は、速やかに「保育所・認定こども園 施設利用辞退届」を提出してください。ただし、 同一年度中は辞退した施設を再度希望することはできません。	☐
10	【保育所部への認定変更について】 施設利用開始後に、保育所部への認定変更を希望する場合は、教育・保育給付認定（現況）申請書兼施設利用申請書 2号・3号認定用の提出が必要です。利用調整の結果により、保育所部への認定変更が認められない場合があります。保育所部への認定変更が認められない場合は、「施設利用保留通知書」を交付します。施設利用申請を取り下げない限り、「施設利用保留通知書」に記載された保留の有効期間中、毎月利用調整を行います（保育所部への認定変更が可能となった場合のみ海南市役所子育て推進課より連絡します）。	☐
11	申請書類の返却はできません。 申請書類の写しが必要な場合は、必ず申請前にご自身でコピーを取ってください。	☐

認定こども園（幼稚園部）の施設利用申請にあたり、各事項について確認の上、同意します。

令和 年 月 日

保護者氏名

保護者氏名

（ご本人がそれぞれ署名してください）